



## 12月12日 「首都圏本部の現業機関における柔軟な働き方の 東地申第24号 さらなる推進について」に関する緊急申し入れ 提出!

10月31日、地本は首都圏本部から「首都圏本部の現業機関における柔軟な働き方のさらなる推進について」の提案を受けました。

新宿営業統括センターや新宿運輸区では説明会が開催されていますが…



提案内容は  
TOKYO MAIL NEWS  
No.93 をご覧ください

### 資料を流し読みするだけ

まだ決まってない

これ以上説明できない

人数も業務内容もわからない

質問に対する回答も示されない

これじゃ説明会になっていない…

「成案になり次第詳細については示す」と  
言われてから1カ月が経過するも、  
未だ何も示されていない!

- 首都圏本部の施策の進め方
- 一部社員だけで物事を決め、他の社員は置き去り

おかしい!

### <申し入れ内容>

1. 労使議論を基に施策を創り出し安全で安心して働くことができる職場を構築すること。その為に労使議論を形骸化しないこと。

#### 【マネジメントオフィス関係】

1. これまで設置してきたマネジメントオフィスの成果と課題を示すこと。
2. 各マネジメントオフィスの業務を各統括センター・各営業統括センターに業務移管するにあたって、各センターの標準数に変更が発生するのか明らかにすること。
3. 戦略統括ユニット（仮称）の業務について、専任者を配置するのか明らかにすること。

#### 【新宿統括センター（仮称）関係】

1. 新宿運輸区社員の兼務の拡大ではなく、統括センターにする根拠を示すこと。
2. 今施策実施後の、新宿営業統括センター及び新宿運輸区の業務がどのように変化するのか示すこと。
3. 新宿営業統括センター並びに新宿運輸区の現在員数を担務毎に示すこと。
4. 新宿営業統括センター並びに新宿運輸区の2023年3月以降の月別の休日出勤件数を各担務毎に示すこと。
5. 新宿統括センター（仮称）発足後の、勤務指定や事務手続き等、現在と変更があるのか明らかにすること。
6. 新宿統括センター（仮称）発足に伴い新たに必要な教育・訓練があるのか示すこと。また、教育内容を示すこと。
7. 組合員・社員が不安を持ったままの施策実施とならないように、発足に向けた具体的な内容について現場で説明すること。
8. 申し入れに対する団体交渉は2023年12月22日までに開催すること。

**すべての社員が活躍できるフィールドをさらに拡大していくために、不安なく施策を担うための説明を行うべきだ!!**